

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 当企業団が藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行います。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。